

審査請求先が教育委員会の場合の行政処分等に関する審査請求について

審査請求人	教育委員会	
	処分担当課 (処分庁)	教育員会総務課 (審査庁)
審査請求書の提出 【審査請求書の記載事項】 ・ 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 ・ 審査請求に係る処分の内容 ・ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日 ・ 審査請求の趣旨及び理由 ・ 処分庁の教示の有無及びその内容 ・ 審査請求の年月日	処分を知った日の翌日から3か月以内 ※処分担当課への提出も可 弁明書の提出 ・ 処分の理由等が記載された書面	受付 審査庁による審査手続きの実施（教育委員会に付議）
反論書の提出 ・ 弁明書に記載された事項に対する反論がある場合に提出することができます。（弁明書は審査庁から審査請求人に送付します。） 反論書の提出のほか、以下のことも行うことができます。 ・ 口頭意見陳述（口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会）の申立て ・ 主張を理由付ける証拠書類又は証拠物の提出（証拠書類等又は反論書に添付も可） ・ 審査庁に対し、関係書類等の閲覧・交付の請求も行うこともできます。		
裁決書の受領		裁決